

島根県報

号外第九四号

平成十四年九月六日

(金曜日)

告 示

目 次

物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱の一部改正 (会 計 課) 一
平成十五年及び平成十六年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等 () 九

告 示

島根県告示第八百三三号

物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)の一部を次のように改正する。

平成十四年九月六日

島根県知事 澄 田 信 義

題名中「及び売買」を「、売買等」に改める。

第一条中「及び売買」を「、売買及び借入」に改める。

第五条中「(様式第四号)」を「(様式第四号―一号(登録業者一覧)、第四―二号(中分類別一覧))」に改める。

第八条に次の一号を加える。

七 代理又は特約している会社

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

※受付番号		※登録番号		現在の登録番号	
-------	--	-------	--	---------	--

年 月 日

島根県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



入 札 参 加 資 格 审 査 申 请 书

島根県で発注される下記物品の製造の請負、売買等に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する物品の営業種目

別紙のとおり

注) 大分類及び中分類は、別記営業種目表により記入すること。

2 添付書類

- | | | | |
|------------------------|---|------------------|---|
| (1) 登記簿謄本 | 部 | (6) 貸借対照表等 | 部 |
| (2) 誓約書 | 部 | (7) 青色申告書の写し等 | 部 |
| (3) 営業経歴書 | 部 | (8) 営業に必要な許可証等 | 部 |
| (4) 島根県税に係る納税証明書 | 部 | (9) 代理店・特約店証明書 | 部 |
| (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 | 部 | (10) 知事が必要と認めた書類 | 部 |

希望する物品の営業種目

区 分	製造の請負	売 買	借 入	
大 分 類		中 分 類		主 な 取 扱 品 目
番 号	種 別	番 号	種 目	
14	借 入 品			

登録は、大分類のうち5種別（「14借入品」を含む場合は6種別）までとします。

別記

営 業 種 目 表

大 分 類		中 分 類		取 扱 品 目 (例 示)
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用機器類	(1) 紙類 (2) 文具 (3) 事務機器 (4) 情報処理機器 (5) 印章		和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等 文房具 謄写版、計算機、複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム (CAD)、ソフトウェア等 木印、ゴム印等
2	調度品類	(1) 木製家具 (2) 鋼製家具 (3) 装飾		木製机、木製椅子、水屋等 金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等 室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等
3	印刷製本	(1) 活版・平版印刷 (2) 軽印刷 (3) フォーム印刷 (4) 特殊印刷 (5) 複写 (6) 出版・製本・製作		活版、平版、オフセット シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等 青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像、焼き付け等 出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン
4	機械器具類	(1) 医療機器 (2) 工作機器 (3) 理化学機器 (4) 産業機器 (5) 電気通信機器 (6) 光学計測機器 (7) 冷暖房機器 (8) 厨房機器 (9) 諸機器		医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等 施盤、研削盤、ミシン等 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器、電気工事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等 顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等 冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等 調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水機、オープン等 印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	(1) 車両類 (2) 船舶 (3) 航空機		自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理 鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理 飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理
6	図書・教材類	(1) 書籍 (2) 教材用具 (3) 運動用具・レジャー用品 (4) 楽器 (5) 標本・美術品		図書、法規、雑誌、地図、刊行物等 各種教材、教材用ビデオソフト、視聴覚機器等 運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等 各種楽器、レコード、CD等 模型、標本、見本、書画、骨とう等
7	薬品類	(1) 医療薬品 (2) 動物薬品 (3) 農業薬品 (4) 工業薬品 (5) 衛生材料 (6) 診療材料		各種薬品類、医療ガス類等 除草剤、殺虫剤、農薬等 凍結防止剤等 包帯、ガーゼ、紙おむつ等 一般及び特定保険診療材料等 (カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)
8	燃料・油脂類	(1) 石油 (2) 石炭、木炭、薪 (3) ガス (4) 諸油		ガソリン、軽油、灯油、重油等 石炭、木炭、薪、コークス、練炭等 プロパン、ブタン、アセチレン、水素等 潤滑油等
9	材料類	(1) 鋼材 (2) セメント・アスファルト (3) 骨材 (4) 建材 (5) 諸材料		丸鋼、平鋼、形鋼、線材等 生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールドール等 砂、砂利、碎石等 木材、合板等 ガラス、土石等
10	繊維類	(1) 被服 (2) 寝具 (3) その他の繊維製品		制服、制帽、作業服、事務服、白衣等 布団、毛布、敷布、まくら等 幕類、旗類、テント、染物、綴帳等
11	警察・消防用品	(1) 警察用品 (2) 消防保安用品		警棒、手錠、鑑識用機械器材等 消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等
12	雑類	(1) 百貨 (2) 時計、貴金属 (3) 金物、荒物雑貨 (4) ゴム・樹脂製品 (5) 皮革 (6) 食品 (7) 動物 (8) 看板 (9) 塗料、染料 (10) 種苗 (11) 花木 (12) 諸雑		百貨、雑品等 時計、金、銀、宝石、指輪等 家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等 ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等 靴、鞆等 農産品、果実類、工産品 (酒、食用油等)、畜産品、水産品等 牛、豚等 紙・布看板、金属看板等 種子、苗木等 生花、造花等 飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等
13	売 払 品	(1) 生産品 (2) 不用品		金属、紙等
14	借 入 品	(1) 事務機器 (2) 情報処理機器 (3) 家具 (4) 理化学機器 (5) 産業機器 (6) 電気通信機器 (7) 車両船舶 (8) 寝具 (9) その他		複写機、シュレッダー等 パソコン、コンピュータ関連品等 家具類 各種実験機器、分析機器等 建設機械、農林水産機械等 家庭電器製品、電気通信機器等 各種車両類 寝具類

(裏)

自 己 資 本 額	区 分	直前決算時(千円)	剰余(欠損)金処分(千円)	計 (千円)
	払 込 資 本 金			
	準 備 金			
	積 立 金			
	繰越利益(欠損)金			
	計			

流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産 千円}}{\text{流動負債 千円}} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}}$ 小数点以下第1位未満切り捨て			
---------	--	--	--	--

機 械 設 備 等 (現存価格)	機 械 設 備 類 (千円)	車 両 運 搬 具 類 (千円)	工 具 器 具 等 (千円)	計 (千円)

従 業 員 数	技 術 職 員	営 業 (販 売) 職 員	事 務 職 員	計
	()	()	()	()

営 業 年 数	営 業 開 始	営 業 年 数	現 組 織 へ の 変 更
	年 月	年	年 月

営 業 実 績	審査基準日直前の 2年の平均売上額	①前年の総売上額 ②前々年の総売上額 (円 + 円) ÷ 2 = 千円			
	上 記 ① の 内 訳				

取 引 先	取引額(千円)	取引の主な内容	取 引 先	取引額(千円)	取引の主な内容
			そ の 他		

記載担当者 _____ 電話 () _____

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成十四年九月六日から施行し、平成十五年（及び平成十六年）に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱第四条第一項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の物品の製造の請負及び売買等に係る入札参加資格審査要綱第四条第一項の規定により認定されたものとみなす。

島根県告示第八百四号

物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号。以下「要綱」という。）に基づき、平成十五年及び平成十六年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので告示する。

平成十四年九月六日

島根県知事 澄 田 信 義

一 資格審査の対象となる営業種目

大分類		中分類		取 扱 品 目 (例示)
番号	種 別	番号	種 目	
1	文具・事務用 機器類	(3)	事務機器	
		(2)	文具	膳写版、計算機、複写機、シュレツ ター等
		(1)	紙類	和・洋紙、板紙、加工紙、感光紙、封筒等
				文房具

4							3					2					
機械器具類							印刷製本					調度品類					
(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)	(5)	(4)
冷暖房機器	光学計測機器	電気通信機器	産業機器	理化学機器	工作機器	医療機器	出版・製本・製作	複写	特殊印刷	フォーム印刷	軽印刷	活版・平版印刷	装飾	鋼製家具	木製家具	印章	情報処理機器
冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等	家庭電器製品、電気通信機器、電気工 事材料、電話器、ファクシミリ、乾電池等	建設機械、農林水産機械等	各種実験機器、分析機器等	施盤、研削盤、ミシン等	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架等	出版、製本、地図作成、航空写真、印刷物の企画・デザイン	現像、焼き付け等	シール、ラベル、グラビア、スクリーン、診察券カード等			活版、平版、オフセット	室内装飾品、じゅうたん、カーテン、衝立等	金属製保管庫、金庫、鋼製机、鋼製椅子等	木製机、木製椅子、水屋等	木印、ゴム印等	パソコン、コンピュータ関連品、自動設計製図システム(CAD)、ソフトウェア等

7 薬品類								6 図書・教材類					5 車両船舶類					
(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)	(9)	(8)	
薪、石炭、木炭、	石油	診療材料	衛生材料	工業薬品	農業薬品	動物薬品	医療薬品	標本・美術品	楽器	運動用具・レジャー用品	教材用具	書籍	航空機	船舶	車両類	諸機器	厨房機器	
石炭、木炭、薪、コークス、練炭等	ガソリン、軽油、灯油、重油等	一般及び特定保険診療材料等(カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)	包帯、ガーゼ、紙おむつ等	凍結防止剤等	除草剤、殺虫剤、農薬等		各種薬品類、医療ガス類等	模型、標本、見本、書画、骨とう等	各種楽器、レコード、CD等	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等	各種教材、教材用ビデオソフト、視聴覚機器等	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等	飛行機、ヘリコプター、工具、部品、修理	鋼船、木造船、ヨット等、工具、部品、修理	自動車、各種車両類、タイヤ、工具、部品、修理	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、温水水機、オーブン等	
12 雑類								11 警察・消防用品		10 繊維類			9 材料類				8 燃料・油脂類	
(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(3)	(2)	(1)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(4)	(3)	
食品	皮革	ゴム・樹脂製品	金物、荒物雑貨	時計、貴金属	百貨	消防保安用品	警察用品	その他の繊維製品	寝具	被服	諸材料	建材	骨材	セメント・アスファルト	鋼材	諸油	ガス	
農産品、果実類、工産品(酒、食用油等)、畜産品、水産品等	靴、鞆等	ホース、ビニール、プラスチック製合口、ゴム履物等	家庭金物、大工道具、土工道具、陶磁器、ロープ、マット、ほうき、竹かご等	時計、金、銀、宝石、指輪等	百貨、雑品等	消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等	警棒、手錠、鑑識用機械器材等	幕類、旗類、テント、染物、緞帳等	布団、毛布、敷布、まくら等	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等	ガラス、土石等	木材、合板等	砂、砂利、砕石等	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールドタール等	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等	潤滑油等	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等	

※登録できる営業種目は、大分類のうち五種別（「14 借入品」を含む場合は六種別）までとする。

14								13								
借入品								売払品								
(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(2)	(1)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)
その他	寝具	車両船舶	電気通信機器	産業機器	理化学機器	家具	情報処理機器	事務機器	不用品	生産品	諸雑	花木	種苗	塗料、染料	看板	動物
	寝具類	各種車両類	家庭電器製品、電気通信機器等	建設機械、農林水産機械等	各種実験機器、分析機器等	家具類	パソコン、コンピュータ関連品等	複写機、シュレッダー等	金属、紙等		飼料、肥料、記章、カップ、標識、プレート等	生花、造花等	種子、苗木等		紙・布看板、金属看板等	牛、豚等

二 資格審査の申請手続

(一) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記簿謄本
- ウ 個人にあっては誓約書
- エ 営業経歴書

オ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がないことの証明書（以下「島根県税にかかる納税証明書」という。）

カ 消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書（以下「消費税等に係る納税証明書」という。）

キ 審査基準日（定期審査に係るものにあつては平成十四年十月一日とし、随時審査に係るものにあつては申請日とする。）の直前の二年間の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類（個人にあっては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）

ク 許可等がなければ営業できない業種の場合は、それを証明する書類の写し

ケ 代理店又は特約店である場合は、その証明書（以下「代理店等に係る証明書」という。）

コ 印鑑証明書

サ 契約等に使用する印鑑についての届

シ 島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に当たって代理人を定める場合は、委任状

ス 誓約書

なお、登記簿謄本、島根県税に係る納税証明書、消費税等に係る納税証明書、代理店等に係る証明書及び印鑑証明書は、申請日前三箇月以内に発行されたものとする。

(二) 書類の作成に用いる言語等

ア 入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄は、出納官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規

定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(三) 書類の提出先及び提出方法

別表一に定める受付場所へ受付期間内に持参すること。定期審査にあっては、郵送による申請は一切認めない。

(四) 書類の受付期間及び時間

別表一に定める受付期間及び時間のとおり。(定期審査に係るものにあつては、各会場ごとに定められた日時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)、随時審査に係るものにあつては、平成十四年十一月二十八日以降通年(島根県の休日を除く。))の午前九時から午後四時まで)根県条例第九号)に規定する県の休日を除く。)の午前九時から午後四時まで)

三 入札に参加できない者

(一) 特別な理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(二) 次のアからカのいずれかに該当する者で、その事実があつた後二年間を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(四) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)を滞納している者

(五) 消費税及び地方消費税を滞納している者

四 入札参加者の資格審査及び資格

(一) 資格審査においては、要綱第四条第四項に掲げる審査事項ごとに別に定める基準により点数を付与し、その合計数値により、別表一のとおり等級格付を行うものとする。

(二) 指名競争入札においては、別表二予定価格の欄に掲げる予定価格の区分に応じ、同表等級格付の欄に定める等級に格付けられた者を参加させるものとする。ただし、登録者で該当する者がいない場合又は少数の場合は、他の等級に格付けされた者を参加させることがある。

五 申請書類

(一) 交付開始日 平成十四年九月十三日

(二) 交付場所 島根県出納局会計課用度係並びに隠岐支庁及び各総務事務所の各会計課

(三) 島根県のホームページに掲示されている様式をダウンロードして使用できる。

六 登録の有効期間

(一) 定期審査に係るものにあつては、平成十五年一月一日から平成十六年十二月三十一日まで

(二) 随時審査に係るものにあつては、審査により認められた日から平成十六年十二月三十一日まで

七 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

八 資格審査についての問い合わせ先

〒六九〇―八五〇一 島根県松江市殿町一番地

島根県出納局会計課用度係

電話 〇八五二―二二―五三三六・五三四二

FAX 〇八五二―二二―五九六三

別表一

随時審査	定 期 審 査							日 時	場 所						
平成十四年十一月二十八日(木)以降 午前九時から午後四時まで (日曜日、土曜日、祝日、十二月二十九日 から三十一日まで並びに一月二日及び三日 を除く。)	平成十四年十月 二十三日(水) 午前九時から午後四時まで 二十二日(火) 午前九時から午後四時まで 二十一日(水) 午前九時から午後四時まで 二十日(火) 午前九時から午後四時まで 十九日(水) 午前九時から午後四時まで 十八日(水) 午前九時から午後四時まで 十七日(木) 午前九時から午後四時まで	平成十四年十月 十六日(水) 午前九時から午後四時まで 十五日(水) 午前九時から午後四時まで 十四日(水) 午前九時から午後四時まで 十三日(水) 午前九時から午後四時まで 十二日(水) 午前九時から午後四時まで 十一日(金) 午前九時から午後四時まで 十日(木) 午前九時から午後四時まで 九日(水) 午前九時から午後四時まで	平成十四年十月 七日(月) 午前九時から午後四時まで 六日(火) 午前九時から午後四時まで 五日(水) 午前九時から午後四時まで 四日(水) 午前九時から午後四時まで 三日(水) 午前九時から午後四時まで 二日(水) 午前九時から午後四時まで 一日(火) 午前九時から午後四時まで	平成十四年十月 四日(金) 午前九時から午後四時まで 三日(金) 午前九時から午後四時まで 二日(金) 午前九時から午後四時まで 一日(金) 午前九時から午後四時まで	平成十四年十月 二日(火) 午後一時から午後四時まで 一日(火) 午後一時から午後四時まで 三十日(水) 午前九時から正午まで 二十九日(水) 午前九時から正午まで 二十八日(水) 午前九時から正午まで 二十七日(水) 午前九時から正午まで 二十日(水) 午前九時から正午まで 十九日(水) 午前九時から正午まで 十八日(水) 午前九時から正午まで 十七日(水) 午前九時から正午まで 十六日(水) 午前九時から正午まで 十五日(水) 午前九時から正午まで 十四日(水) 午前九時から正午まで 十三日(水) 午前九時から正午まで 十二日(水) 午前九時から正午まで 十一日(水) 午前九時から正午まで 十日(水) 午前九時から正午まで 九日(水) 午前九時から正午まで 八日(水) 午前九時から正午まで 七日(水) 午前九時から正午まで 六日(水) 午前九時から正午まで 五日(水) 午前九時から正午まで 四日(水) 午前九時から正午まで 三日(水) 午前九時から正午まで 二日(水) 午前九時から正午まで 一日(水) 午前九時から正午まで	平成十四年十月 二日(火) 午後一時から午後四時まで 一日(火) 午後一時から午後四時まで 三十日(水) 午前九時から正午まで 二十九日(水) 午前九時から正午まで 二十八日(水) 午前九時から正午まで 二十七日(水) 午前九時から正午まで 二十日(水) 午前九時から正午まで 十九日(水) 午前九時から正午まで 十八日(水) 午前九時から正午まで 十七日(水) 午前九時から正午まで 十六日(水) 午前九時から正午まで 十五日(水) 午前九時から正午まで 十四日(水) 午前九時から正午まで 十三日(水) 午前九時から正午まで 十二日(水) 午前九時から正午まで 十一日(水) 午前九時から正午まで 十日(水) 午前九時から正午まで 九日(水) 午前九時から正午まで 八日(水) 午前九時から正午まで 七日(水) 午前九時から正午まで 六日(水) 午前九時から正午まで 五日(水) 午前九時から正午まで 四日(水) 午前九時から正午まで 三日(水) 午前九時から正午まで 二日(水) 午前九時から正午まで 一日(水) 午前九時から正午まで	平成十四年十月 二日(火) 午後一時から午後四時まで 一日(火) 午後一時から午後四時まで 三十日(水) 午前九時から正午まで 二十九日(水) 午前九時から正午まで 二十八日(水) 午前九時から正午まで 二十七日(水) 午前九時から正午まで 二十日(水) 午前九時から正午まで 十九日(水) 午前九時から正午まで 十八日(水) 午前九時から正午まで 十七日(水) 午前九時から正午まで 十六日(水) 午前九時から正午まで 十五日(水) 午前九時から正午まで 十四日(水) 午前九時から正午まで 十三日(水) 午前九時から正午まで 十二日(水) 午前九時から正午まで 十一日(水) 午前九時から正午まで 十日(水) 午前九時から正午まで 九日(水) 午前九時から正午まで 八日(水) 午前九時から正午まで 七日(水) 午前九時から正午まで 六日(水) 午前九時から正午まで 五日(水) 午前九時から正午まで 四日(水) 午前九時から正午まで 三日(水) 午前九時から正午まで 二日(水) 午前九時から正午まで 一日(水) 午前九時から正午まで	松江市殿町一番地 島根県出納局会計課用度係	松江市殿町一番地 島根県庁一〇一会議室	益田市昭和町十三一 益田合同庁舎五階第三会議室	浜田市片庭町二五四 浜田合同庁舎三階第六会議室	邑智郡川本町大字川本二七九 川本合同庁舎二階中会議室	出雲市大津町一三九 出雲合同庁舎五階五〇一会議室	大原郡木次町大字里方五三一 木次合同庁舎二階二〇四会議室	隠岐郡西郷町大字港町字塩口二四 隠岐合同庁舎六階A会議室

別表二

等級格付	予 定 価 格	数 値
A 等級	制限なし	八十点以上
B 等級	一千万円未満	六十点以上八十点未満
C 等級	五百万円未満	六十点未満

平成十四年九月六日印刷
平成十四年九月六日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

発行所
印刷所

松江学園南町
松江市殿町

松島
松陽印刷所
根県庁

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)